

那覇市プレミアム付商品券販売業務委託仕様書

1. 業務目的

那覇市プレミアム付商品券事業実施に伴う商品券の販売に関し、必要な業務内容及びその他の事項を定める。

2. 委託期間

契約締結日から令和2年3月15日（日）まで

3. 委託業務

- (1) 那覇市プレミアム付商品券の販売業務
- (2) 販売にかかる管理業務（報告及び書類等の提出）
- (3) 販売売上金の入金業務

4. 販売委託するプレミアム付商品券の数量

那覇商工会議所（以下事務局）と販売店舗双方で協議のうえ、当初必要な販売数を決定し、販売開始前日までに各販売店舗へ配送する。販売開始後は、必要数について事務局と連絡調整のうえ、追加配送する。

5. 配送

各販売店舗への商品券配送は、事務局が委託した運送警備事業者が実施する。

6. 販売方法

商品券の販売形態は、委託販売とする（買取販売ではなく、期間終了後の商品券の残は返納すること）。

7. 販売業務

円滑な業務運営を遂行するのに十分な人員確保や販売体制の整備をおこなうこと。

(1) 販売方法

- ①販売期間は、令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）までとする。
ただし、期間終了前に完売した場合は、その時点で終了とする。
- ②「那覇市プレミアム付き商品券購入引換券」（以下購入引換券）を保有するものに販売する。1冊販売する毎に購入引換券の指定枠にスタンプで消込する。（スタンプは指定のものを事務局で準備する。）
- ③販売には購入者による購入引換券に記載された氏名・住所と一致する資料の提示が必要である。

【資料例】氏名・住所が確認できる有効期限内の公的証明書【運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証〔住所が記載されているもの〕、障がい者手帳など】のほか、有効期限内の学生証、契約書、郵便物など。

また、家族や代理人・使者による購入も差し支えない。その際には、窓口に来訪した者の本人確認を行うとともに、購入引換券に記載されている者との関係を、資料や口頭で確認する。

- ④販売した商品券の返却を受け付けない。
- ⑤購入引換券記載の数量を上限として、その範囲内での販売とする。
- ⑥購入引換券記載の数量をすべて販売した際には引換券を回収する。

(2) その他

- ①店舗入口等、市民の目に触れやすい箇所へ、案内及びのぼりを掲示する。
- ②商品券販売時に、購入者へ参加店舗一覧パンフレット入りの封筒を配布する。

8. 販売にかかる管理業務

(1) 販売実績の記録

毎日の販売実績を、事務局指定の「販売集計表」に記録する。

(2) 販売実績報告

- ①売り切れを防止するため、10月の販売については10月4日（金）と10月7日（月）に事務局へ前日までの販売実績報告をする。
- ②その後は毎週水曜日に報告する。
- ③報告は、FAX 又はメールにより、「販売集計表」の写しを送付することにより行う。（FAX、メールが無ければ電話にて販売実績を報告する。）
- ④すべての販売が終了後の令和2年3月13日（金）までに、事務局指定の「販売実績総括表」を提出する。

(3) 購入引換券の提出

- ①販売時に回収した購入引換券は、事務局が指定する場所へ提出する。
- ②購入引換券の提出は、郵送（最適かつ安価な方法によるものとする）とする。
- ③提出にかかる送料は、一旦販売店舗で負担し、清算時に返金するものとする。

9. 入金業務

- ①10月の販売売上金については15日と末日の2回で締めて、それぞれ1週間以内に事務局指定口座へ入金する。
- ②その後は毎月ごとに月末から起算して1週間以内に、販売売上金を事務局指定口座へ入金する。

- ③入金に要した振込手数料については、一旦販売店舗で負担し、清算時に返金するものとする。

10. 経費の清算

- (1) 販売手数料は、1冊につき30円（税抜）とする。
- (2) 販売手数料は、販売終了後に提出する「販売実績総括表」に基づき、事務局から各販売店舗指定口座へ一括して支払う。
- (3) 送料及び振込手数料については、事業終了後の「販売実績総括表」と合わせて、全ての領収書（写）を提出すること。
- (4) 清算方法は、商品券販売手数料と送料、振込手数料を合算して支払いする事とする。

11. 注意事項

- (1) 各店舗へ販売委託した商品券総冊数から、販売期間終了後に返却された商品券冊数を除いた冊数分につき、販売売上金として入金すること。
- (2) 商品券は現金と同様な扱いとなるので、受託者は責任をもって管理すること。
- (3) 購入者から受領した通知書等は、受託者の責任をもって保管すること。
- (4) 事務局は、必要があると認めるときは、受託者である販売店舗に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

12. 相談窓口

- (1) 商品券購入者からのご質問、相談、苦情などについては相談窓口を設けておりますのでご活用下さい。

那覇市プレミアム付商品券お問合せ窓口

TEL : 098-993-1055

受付時間：平日8:30～17:15まで

- (2) 本仕様書の内容について不明な点は下記までご連絡お願い致します。

那覇市プレミアム付商品券事務局（那覇商工会議所）

住所 : 那覇市久米2-2-10

TEL : 098-860-8411

受付時間：平日9:00～17:00

<参考> 事業概要

(1) 那覇市プレミアム付商品券

商品券発行者	那覇市
発行総額	13億1千万円(予定)
発行数	26万2千冊(予定)
額面	商品券1枚当たり1,000円
販売単位	1冊5,000円分を4,000円で販売
プレミアム率	25%
利用期間	令和元年10月1日～令和2年2月29日
購入対象者	①2019年度の住民税が非課税者(一人5冊まで) ②2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主(対象となる子の数×5冊まで) *①の対象者には那覇市から8月初旬に案内を郵送します。 ②の対象者には9月中旬に那覇市から購入引換券を郵送します。
商品券発売場所	市内商業施設 複数箇所
参加店舗	市内の概ね1,500～2,500店舗を想定
広報	専用ホームページ開設等
商品券印刷・デザイン	偽造防止効果のある特殊印刷等により作成
換金方法	地元金融機関等を活用するなど安全な方法による

(2) 商品券の利用対象にならないものは次に掲げるものとする

- ・出資や債務の支払い(税金、振込み手数料、電気・ガス・水道料金など)
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

(3) その他留意事項

- ・参加店舗において利用期間内に限り利用可能とする
- ・購入後の返品はできない
- ・現金との引き換えはしない
- ・つり銭は支払わない
- ・盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（市）は責を負わない。
- ・参加店舗において、本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負う
- ・個人情報の取扱いについては十分留意すること。

那覇市プレミアム付商品券販売所申込書

那覇商工会議所 行き (FAX : 098-863-8422)

*販売所登録条件の4つをすべて満たすことを前提にお申込み下さい。

事業所名			
代表者名			
所在地 TEL・FAX	所在地 :	TEL :	FAX :
ご担当者名	(所属部署) (MAIL)		

登録販売店 (5店舗以上の場合コピーしてお使い下さい)

①販売店舗名	(フリガナ)	ご担当者	
店舗所在地 TEL・FAX	所在地：那覇市 TEL : FAX :	のぼり設置 可否	可 (本希望) 否
②販売店舗名	(フリガナ)	ご担当者	
店舗所在地 TEL・FAX	所在地：那覇市 TEL : FAX :	のぼり設置 可否	可 (本希望) 否
③販売店舗名	(フリガナ)	ご担当者	
店舗所在地 TEL・FAX	所在地：那覇市 TEL : FAX :	のぼり設置 可否	可 (本希望) 否
④販売店舗名	(フリガナ)	ご担当者	
店舗所在地 TEL・FAX	所在地：那覇市 TEL : FAX :	のぼり設置 可否	可 (本希望) 否
⑤販売店舗名	(フリガナ)	ご担当者	
店舗所在地 TEL・FAX	所在地：那覇市 TEL : FAX :	のぼり設置 可否	可 (本希望) 否

*のぼりは那覇商工会議所から各店へお届けします (無料)